

2021年8月1日
JVOAD事務局作成

「新型コロナウイルスの感染が懸念される状況における
ボランティア・NPO等の災害対応ガイドライン」の補足

【補足の背景】

令和2年7月豪雨災害では、新型コロナウイルス感染症が収束しない中での災害対応を余儀なくされた。発災前の6月に「災害対応ガイドライン」を作成したが、地元の意向の確認や地元からの要請に関して、関係者間の明確な合意が得られないまま対応を迫られる状況となった。こうした反省をふまえて、新型コロナウイルス感染症が収束しない状況で災害が発生した場合にそなえ、以下の対策を追加で講じることが望ましいと考える。

特に災害対応ガイドラインの第5章「NPO等の支援組織について」のなかで記載されている、「JVOADでは、中間支援組織等と発災前から連携を取り、支援方針などの情報共有ができる体制」を整えていくことについて、発災前からの備えとして、以下の対策を加筆しました。（※なお、本ガイドラインの「中間支援組織等」とは、災害時の支援調整機能を持つ組織を指します）

【発災前に行う対策のポイント】

行政、社会福祉協議会、中間支援組織との連携をすすめるうえで、以下の体制等を具体的に整えておく。

- ① ニーズの把握と支援の見立てを行える体制をつくる
（理由）被災地においてニーズに基づいた必要な支援の共通認識を支援関係者がもつ
- ② 災害支援や医療関係者を含めて地元の支援や外部支援の受入などを協議できる体制をつくる
（理由）支援と医療の専門性の両面から必要な支援について判断できるように
- ③ 一般ボランティアや専門性をもった団体などの支援についてリスクを評価し対応を考える
（理由）団体特性などを考慮し、可能な限り支援活動と感染リスク軽減を両立させる
- ④ 要請に基づいて支援を行う団体が遵守すべき事項を確認する
（理由）支援を行う団体が現地で安心安全に支援に注力できるように

【発災時の JVOAD としての対応：情報共有とコーディネーターの派遣】

JVOAD は、発災直後から被災地の中間支援組織等と連携し、以下の確認を速やかに行い、関係者に情報共有します

- ・被害状況の確認
- ・地元の意向の確認
- ・支援の見立て、外部の専門知識をもった団体の必要性の確認
- ・関係者への情報共有

これらの対応を実施するため、内閣府防災担当から調査チームが派遣される場合、政府の現地災害対策本部が設置される場合などは、内閣府とのタイアップ宣言の実施のため JVOAD のコーディネーターが現地入りします。

また、被害状況の確認、ニーズと必要な支援の見立ておよび地元の対応力を把握のうえ、専門知識をもった外部の団体が必要と認められる場合は、現地の行政などと調整のうえ、支援団体への要請が出されるよう調整を行います

以 上

《参考1》中間支援組織のみなさまへ

○令和2年7月豪雨で課題となった事例

・「ボランティアの県内募集」により、県内対応だけでは限界があった家屋対応・避難生活対応等においても専門性の高い団体（災害支援の経験値の高い団体など）による支援が難しくなった。そのため、一般ボランティアの募集範囲と専門性の高い団体は別途考え、後者については、あらかじめリストアップしておくことも必要（JVOADでも相談に応じます）。

・一般ボランティアにおいても、生活圏をとともにする県境近郊からの支援も難しくなった。そのため、一律に制限するのではなく、柔軟に対応することが必要。

・外部団体への支援要請にあたっては、被災地の感染状況やクラスター発生の断固防止の観点から、医学的な視点からの見解も必要であった。そのため、外部からの受援については、県内の専門医師の助言を得ることが有効

※なお、行政と中間支援組織などと体制整備の協議をすすめるにあたり、令和3年5月21日付、中央防災会議会長（内閣総理大臣）より関係都道府県防災会議会長宛に発出された以下の通知が参考になります。

梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

⑰ボランティアによる支援活動環境整備

災害が発生した場合、ボランティアによる支援活動が円滑に行われるよう、発災時のみならず平常時から社会福祉協議会、ボランティア団体、中間支援組織（NPO・ボランティア団体等の活動を支援するため、人材、資金、情報等の仲介やコーディネート等を担う組織）等との連携を促進し、必要な情報の提供を行うとともに、社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの設置運営に係る研修・訓練への支援及び参加を行う等、受援体制の整備に努めること。特に発災後は、被災者支援活動の情報等の共有、活動の調整等を行う「情報共有会議」の開催や参加を促すこと。また、ボランティアを受け入れるに当たっては、ボランティア保険への加入奨励、危険な作業の回避、熱中症予防対策の実施等の安全確保対策を十分に講ずること。なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止に当たり、社会福祉協議会、ボランティア団体、中間支援組織等とよく情報共有、連携をし、災害時に必要となるボランティア支援の確保、多数のボランティアの移動抑制、ボランティア活動時の感染拡大防止対策の徹底等について、地域の実情に応じた対策を講ずること。

《参考2》現地への直接支援を考えている団体の皆様へ

【要請に基づき支援を実施する場合のポイント】

1. 支援要請を受けた団体は、現地の中間支援組織へ「要請元・支援内容・活動期間・健康チェック体制（来県 2 週間前を含む）」をお知らせください（活動中、支援内容に変化があった場合も適宜報告）。

※中間支援組織が明確でない地域においては、情報共有会議を開催している団体に活動報告などをお願いします。

※共有された情報は、県及び当該市町村、災害ボランティアセンターへ共有される場合があります。

2. 活動中に感染が確認された場合などに備えて、要請元との責任の所在、対応方法を明確にしておく必要があります。要請元と活動前に協議をしましょう。

（要請を受けて支援を行う場合であっても、基本的には自己責任が原則です。ただし行政などから業務委託で支援を行う場合など責任の所在を確認しましょう。）

3. 万が一、感染疑い等が発生した際の対応については、各団体でルールを定めた上で、要請元に速やかに届け出てください（以下、参照）。

※ 当該者をホテル等で待機させ、急ぎ管轄の保健所等に連絡し対処の指示を仰ぐ。同時に要請元に知らせ（陰性・陽性の結果等についても連絡）、特に陽性の場合は、当該団体が責任を持って行動履歴等を保健所等に提出するなど全面協力する。また中間支援組織にも経緯を伝える等。

4. 地元が安心して受入できるよう、以下のような遵守事項を団体ごとに明示してください。

「JPF の新型コロナウイルスの感染が懸念される状況における被災地入りする際の守るべき事項 Ver.1」を参照

<被災地での支援活動について>

1. 被災自治体以外の被災地の団体から支援要請を受けた場合には、被災地の自治体、および関係者と調整し、十分な連携を取って実施します。

2. 支援活動は、効果的な支援に繋げるため、被災地の地元団体との連携事業を行います。

3. 支援活動は、各被災地の中間支援組織（情報共有会議を開催している団体）に適宜報告し、活動を関係者に周知します。

4. 支援活動において、団体独自の判断で不特定多数のボランティアや要員を派遣することはしません。派遣の場合には、支援要請元、および連携する関係機関と十分な協議のもとに行います。

<感染症対策について>

1. 活動開始前、および活動中は、検温などの体調管理、面会者や行動の記録を行います。

2. 随時、手洗い、手指消毒の実施を徹底し、マスクの着用や周りの人と十分な距離を保つことを意識した行動をとります。

3. 支援開始時に感染が確認された場合の対応について、関係機関と事前に確認の上、活動を行います。

4. 感染の疑いが発生した場合には、現地行政や関係者に速やかに報告し、適切に対応します。

※令和2年7月豪雨では、受入元の要請または自主的にPCR検査を実施して、現地入りした例もありました。一方で、検査結果の蓋然性やあくまで検査時点のことである問題点、費用負担の課題もありました。被災県の感染状況やその時々为社会情勢によって、考え方は大きく左右されますので、基本的には、上記。また、今後は、ワクチン接種の有無が求められる場合も考えられるため、可能な限りの機会をとらえて、積極的に接種を済ませることが必要になるかもしれません。

※令和2年7月豪雨では、全国的により感染が拡がっている地域からの移動が特に懸念されました。一方で、こうした地域が被災する場合があります。つまり、緊急事態宣言やまん延等防止措置が発令されている地域での災害の場合に、各団体がどのように対応すればよいかを考えておく必要があります。

【保険】

地元からの要請により外部支援団体が現地入りする際に、災害ボランティアセンターのボランティア募集の範囲と一致しないケースがあり、社会福祉協議会が提供する「ボランティア保険」に入れないケースも想定されます。そうした場合に、災害VCを通さない活動でも対応できる保険があります。以下をご参照ください。

「しえんのおまもり (FUKKO DESIGN)」 https://note.com/fukko_design/n/nd5102e5ba7b3

以 上